資料５

○高槻市人権施策推進審議会規則

平成１３年３月３０日

規則第１７号

（趣旨）

第１条　この規則は、高槻市人権尊重の社会づくり条例（平成１３年高槻市条例第８号。以下「条例」という。）第５条第６項の規定に基づき、高槻市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の定数）

第２条　市長は、次の各号に掲げる審議会の委員の区分に応じ、当該各号に掲げる定数の範囲内において、当該委員を任命するものとする。

(1)　市議会の議員　４人以内

(2)　学識経験のある者　６人以内

(3)　公共的団体の代表者　２人以内

２　市長は、前項第２号及び第３号に掲げる者の任命については、偏ることなく、幅広く行うものとする。

（会長及び副会長）

第３条　審議会に会長及び副会長各々１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会議の運営に当たっては、公正中立かつ透明性を確保するものとする。

（説明等の聴取）

第５条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、市民共創部において行う。

（平１５規則８７・平２０規則２５・平２４規則１８・令元規則１８・令８規則２４・一部改正）

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年１０月６日規則第８７号）抄

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に改正前の本則に掲げる規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書等は、この規則による改正後の本則に掲げる規則（以下「新規則」という。）の規定により提出された申請書等とみなす。

附　則（平成２０年４月１日規則第２５号）抄

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に改正前の本則に掲げる規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書等は、この規則による改正後の本則に掲げる規則（以下「新規則」という。）の規定により提出された申請書等とみなす。

附　則（平成２４年３月３０日規則第１８号）抄

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（令和元年７月２２日規則第１８号）

この規則は、令和元年８月１３日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日規則第２４号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。